

亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第22号

亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[ (1) 及び (2) 略 ]</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が<u>1歳6か月</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[ (1) 及び (2) 略 ]</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が<u>1歳6箇月</u></p>

に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

[ (イ) 略 ]

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条

に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

[ (イ) 略 ]

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第3号に掲げる場合に該当して  
当該子の1歳到達日の翌日を育  
児休業の期間の初日とする育児  
休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の  
期間の末日とする育児休業をし  
ている場合であって、当該任期  
を更新され、又は当該任期の満  
了後引き続いて特定職に採用さ  
れることに伴い、当該育児休業  
に係る子について、当該更新前  
の任期の末日の翌日又は当該採  
用の日を育児休業の期間の初日  
とする育児休業をしようとする  
もの

[ウを削る。]

(育児休業法第2条第1項の条例で定  
める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の  
条例で定める日は、次の各号に掲げる

ウ その任期の末日を育児休業の期  
間の末日とする育児休業をしてい  
る非常勤職員であって、当該育児  
休業に係る子について、当該任期  
が更新され、又は当該任期の満了  
後に特定職に引き続き採用される  
ことに伴い、当該任期の末日の翌  
日又は当該引き続き採用される日  
を育児休業の期間の初日とする育  
児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定  
める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の  
条例で定める日は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

[ (1) 及び (2) 略 ]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)

当該子の1歳6か月到達日

場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

[ (1) 及び (2) 略 ]

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6箇月到達日

[アを加える。]

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常

をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び

勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ [略]

[エを加える。]

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常

第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6

か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) [略]

(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

[条を削る。]

勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

[号を加える。]

(1) [略]

(2) [略]

[号を加える。]

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間

(育児休業法第2条第1項ただし書の  
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし  
書の条例で定める特別の事情は、次に  
掲げる事情とする。

[ (1) ~ (4) 略 ]

[号を削る。]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であ  
って、当該任期の末日を育児休業の  
期間の末日とする育児休業をしてい  
るものが、当該任期を更新され、又  
は当該任期の満了後引き続いて特定  
職に採用されることに伴い、当該育  
児休業に係る子について、当該更新  
前の任期の末日の翌日又は当該採用  
の日を育児休業の期間の初日とする  
育児休業をしようとする。

とする

(育児休業法第2条第1項ただし書の  
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし  
書の条例で定める特別の事情は、次に  
掲げる事情とする。

[ (1) ~ (4) 略 ]

(5) 育児休業（この号の規定に該当し  
たことにより当該育児休業に係る子  
について既にしたものを除く。）の  
終了後、3月以上の期間を経過した  
こと（当該育児休業をした職員が、  
当該育児休業の承認の請求の際育児  
休業により当該子を養育するための  
計画について規則で定める育児休業  
等計画書により任命権者に申し出た  
場合に限る。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間  
の末日とする育児休業をしている非  
常勤職員が、当該育児休業に係る子  
について、当該任期が更新され、又  
は当該任期の満了後に特定職に引き  
続き採用されることに伴い、当該任  
期の末日の翌日又は当該引き続き採  
用される日を育児休業の期間の初日  
とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

[ (1) ~ (5) 略 ]

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について規則で定める育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

[ (7) 略 ]

[条を加える。]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

[ (1) ~ (5) 略 ]

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について規則で定める育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

[ (7) 略 ]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第11条第6号の育児休業等計画書を提出している職員については、この条例による改正後の第11条第6号の規定は適用せず、この条例による改正前の第3条第5号及び第11条第6号の規定は、なおその効力を有する。